

事務連絡
2020年8月4日

各地区港運協会 御中

一般社団法人日本港運協会

家賃支援給付金の活用について

標記につきまして、今般、国土交通省港湾局より新型コロナウイルス感染症の関連で、本年度補正予算において措置された家賃支援給付金の活用について、情報提供及び周知依頼がありました。

本給付金は、先の緊急事態宣言の延長等により、売り上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減するために措置されたものです。（別添チラシ）

なお、一般の賃貸借契約に加え、これと‘類似する契約’に係る使用料も対象となっており、港湾法に基づく占用許可や地方自治法に基づく使用許可によるものも対象となり得るとのことです。

また、これと‘類似する契約’については、本給付金を所管する中小企業庁の支給審査を迅速化する観点から、国土交通省港湾局において港湾法の占用許可に係るガイドラインが策定されております。同様に、総務省において地方自治法に基づく使用許可に係るガイドラインも策定されております。（別紙1、別紙2）

このようなことから、国交省は各港湾管理者に対して「港湾法に基づく占用許可に係る家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて」を発出しました。

従いまして、港湾法に基づく占用許可等に関係される港湾運送事業者は港湾管理者に確認・相談されるようお願い致します。

つきましては、お手数ですが、貴会会員事業者にこの旨をご周知下さるようお願い申し上げます。

【想定される事例】

1. 占用許可の例（根拠：港湾法第37条第1項）

内 容：港湾区域内の水域内に棧橋を設置する行為（占用）に対する許可

2. 行政財産の使用許可の例（根拠：地方自治法第244条の2第1項に基づく条例）

内 容：港湾管理者（地方自治体）が整備した上屋や野積場等の港湾施設の使用に対する許可

【給付金の申請期間】

令和2年7月14日から令和3年1月15日（予定）

（参考）

○経済産業省ホームページ「家賃支援給付金に関するお知らせ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

○家賃支援給付金ポータルサイト

<https://yachin-shien.go.jp/>

○家賃支援給付金の給付に係る審査において用いる業界団体等が作成するガイドライン

https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/guideline_youken.html

（写）特別会員